

平成27年2月27日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 星吉寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 2月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、平成27年度税制改正(案)の概要について執行部より説明を受け質疑を行った。

## 総務委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第2号 消費税の10%への増税をきっぱり中止することを求める意見書の提出を求める請願
- (2) 議案第17号 魚沼市文化会館条例の一部改正について
- (3) 議案第18号 魚沼市行政手続条例の一部改正について
- (4) 議案第19号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第20号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について
- (6) 議案第21号 平成27年度組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (7) 議案第22号 魚沼市只見線にみんなで手をふろう条例の制定について

### 2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他
  - ・平成27年度税制改正(案)の概要について

3 日 時 平成27年2月27日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大平恭児

8 説明員 大平市長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、佐藤税務課長、星市民課長、青山北部振興事務所長

9 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

10 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員会に

付託された議案について審査願います。

**(1) 請願第2号 消費税の10%への増税をきっぱり中止することを求める意見書の提出を  
求める請願**

星委員長 日程第1、請願第2号、消費税の10%への増税をきっぱり中止することを求める  
意見書の提出を求める請願を議題とします。紹介議員の大平恭児議員に説明を求めます。

大平(恭)議員 まず、この請願団体の消費税をなくす新潟の会についてですが、全国消費  
税をなくす会の新潟県の団体です。1990年代に設立され、今、全国に1700くらいの組織  
を抱え、会員数は160万人余りいます。草の根でこういう消費税の問題について国民と結  
びつきながら活動しています。今回出された請願についてですが、請願の趣旨に沿った形  
で慎重審議をお願いしたいと思えます。加えて強調したいことは、消費税が、去年5%か  
ら8%になり、非常に全国どこでも8%への増税の負担感が日増しに強くなってきて、経  
済の成長の足かせとなり、地域経済の再生にも大きな影響を及ぼしています。加えて2017  
年度に政府は消費税10%を目指していますが、さらなる増税というのは、魚沼市でもそう  
ですが、地域再生や少子化問題等、様々な懸案事項を実現するにも大きな足かせになると  
思えます。特に消費税というのは、低所得者に負担が重くのしかかる税金ですので、これ  
だけは何としても中止を求めていきたいと考えていますし、この魚沼市議会からも再度意  
見書を上げていただき、それを大きな力にして政府に再考を促すという流れをつくりたい  
と思っています。ぜひ慎重審議のうえ、賛同についてよろしく願います。この請願の  
趣旨や見出しなどは消費税をなくす新潟の会と連絡を取り、この魚沼市議会ですら十分に精査  
して文言等については、配慮いただくことも可能だということです。魚沼市議会ならでは  
の意見書として上げていただければ幸いですのでよろしく願います。

星委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑  
なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員の退席を求めます。  
(紹介議員退席) 続いて、本件に関し執行部に確認しておきたいことがありましたら、発  
言を許します。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結し  
ます。これから討論を行います。まず原案に反対の発言を許します。

下村委員 請願に反対の立場で討論をします。アベノミクスの効果が地方に来なくて格差も  
広がってきているとのことですが、消費税10%の増税が先送りされたことで、社会保障費  
の財源が不足し、魚沼市でも介護保険を値上げせざるを得なくなっています。そういった  
中ではありますが、一部、年明けから景気も持ち直して4月からの春闘ではだいぶ賃上げも  
される企業があるようですし、後2年あるわけですからその間に景気も上向いてくるので  
はないかと考えています。また、今の日本では社会保障費を賄っていくには、消費税は25%  
必要だとまで言われています。海外でも大体20%前後の消費税等でやっているわけですの  
で、やはり皆保険等を持続的にやっていくためには、痛みはありますが、仕方のないこと  
だと思ってこの請願に対し反対の意見とします。

星委員長 次に原案に賛成の発言を許します。

高野委員 この消費税の問題については、5%から8%に上げる場合についても、非常に大

きな反対の世論があったように感じています。今の日本の社会では、非正規雇用者が毎年増えています。年収 200 万円以下の労働者が4分の1になったという報道がありますし、富の 40%近くが 10%の者に集中しているという報道もなされています。この消費税の関係については、特に低所得者層については、きっぱりとやめてもらいたいというのが本音であろうと思います。きっぱりという部分については、いろいろな意見があろうかと思いますが、魚沼市の市税も減っている状況から魚沼市民もどちらかというところ富裕層の方ではないと感じています。この請願については、魚沼市民の立場からするときっぱりやめていただきたいというのが本音だろうと思います。そういうことで、この請願について魚沼市議会としては、きっぱりというのを強調するかしないかは別として、この請願については採択をいただきたいとお願いして賛成討論とします。

星委員長　ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから請願第2号、消費税の10%への増税をきっぱり中止することを求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 賛成は3人ですが、今挙手しなかった委員に確認させていただきます。挙手されなかった委員は採択することに反対ということでしょうか。(はい) ただいま賛否の確認をいたしました。可否同数であります。委員長において採決します。請願第2号は、不採択とすべきものといたします。

## (2) 議案第17号 魚沼市文化会館条例の一部改正について

星委員長　日程第2、議案第17号、魚沼市文化会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

星市民課長　現在の顧問の状況は、年1回、顧問会議において、魚沼文化自由大楽事業の報告と事業計画、諸課題等の現状報告を行い、会館の運営について意見をいただいています。顧問各人とも多忙であるため、現場におけるアドバイス等はいただけていません。新たなアドバイザーについては、会館で行う各種プログラムや企画内容について具体的な意見、具申をいただく予定です。また、質の高いアーティストの公演のため、各種情報の提供や仲立ちをいただき、アートマネジメント部分を補完していただきたいと考えています。現場の職員が疑問に思うことや教育的効果の検証など、日頃からアドバイスをいただけるような方を選んでいきたいと考えています。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平(栄)委員　執行部としては、誰にするとかの大体の目安はあるのですか。

星市民課長　私どもの考えているのは、現在、音楽を専攻している大学生が小学校に訪問に行っていますが、その仲立ちをしていただいている新潟大学の准教授、それから会館のコンサート等に何回もおいでいただき、音楽評論等も書いていただいている新潟青陵短期大学の准教授、あるいは演劇合宿等で高校生の指導をいただいている先生方、そういった方たちからお願いをできればと考えています。

大平(栄)委員　年間の予算はどれくらいを考えているのですか。

星市民課長　アドバイザーの皆さんから集まっていただくのは、現在の顧問会議と同様に年

間1回程度ということで、その際に日額でお支払いします。それ以外には、例えばインターネット等で簡易に連絡が取れるかと思いますので、そういったものを活用していきたいと考えています。

星委員長　ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第17号、魚沼市文化会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(3) 議案第18号 魚沼市行政手続条例の一部改正について**

星委員長　日程第3、議案第18号、魚沼市行政手続条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長　ありません。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第18号、魚沼市行政手続条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(4) 議案第19号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について**

星委員長　日程第4、議案第19号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長　ありません。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第19号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(5) 議案第20号 魚沼市手数料徴収条例の一部改正について**

星委員長　日程第5、議案第20号、魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

星市民課長　印鑑登録にかかる手数料の近隣自治体の状況ですが、小千谷市、十日町市は300

円、湯沢町は同様に 250 円、長岡市は 200 円を徴収しています。なお、登録証の原価ですが、一枚当たりおよそ 280 円となっています。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員 これは今まで手数料を取っていなかったということですが、これに該当するものは年間何件くらいありますか。

星市民課長 年間交付件数が平成 24 年度で 979 件、平成 25 年度で 970 件です。これを 1 件 300 円で見込みまして、予算として 29 万円を計上しています。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号、魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第 21 号 平成 27 年度組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

星委員長 日程第 6、議案第 21 号、平成 27 年度組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

酒井企画政策課長 (資料「H27. 4 月 魚沼市行政組織機構図(案)[新旧対照表]」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。

星野委員 湯之谷市民センターについてですが、改編後は管理収納班の中に(湯之谷市民センター)とありますが、市民センター長の位置付けは、今後どのように考えていますか。

酒井企画政策課長 市民センター長は管理収納室長が兼務します。

星野委員 そうしますと湯之谷市民センターという名前は残るという考え方でいいでしょうか。

酒井企画政策課長 位置も名称もそういう表示にさせていただきたいと思っています。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 21 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、平成 27 年度組織機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(7) 議案第 22 号 魚沼市只見線にみんなで手をふろう条例の制定について**

星委員長 日程第 7、議案第 22 号、魚沼市只見線にみんなで手をふろう条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

酒井企画政策課長　　ありません。

星委員長　　これから質疑を行います。質疑はありますか。

星野委員　　この条例については、時機を得たい条例だと思っています。先般も新聞あるいはテレビ報道等で報道されていまして、非常に注目されていることだと思いますし、JR只見線を全線開通に向けて応援するためにも非常にいい条例だと思います。市の役割という条文がありますが、議会としても何年か前から隣の只見町との交流を深めていますので、ぜひ早急に積極的に取り組む内容を検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長　　只見線の活性化支援については、福島県の只見線沿線の自治体と協力して只見線活性化協議会で一緒に活動しています。只見線活性化協議会は魚沼市を含む10市町村で構成していますが、そこで毎年、活性化に向けて事業を展開しています。市単独も考えますが、やはり中心は連携していることが大事だと思いますので、こちらの方にメインを持っていきながら取り組んでいきたいと考えています。

下村委員　　この条例はテレビ局2社からも取材を受けましたし、ちょっと変わったことをやると注目されるようになります。魚沼は食の宝庫と言われていて、食に頑張っていますし、地元産のごちそうを食べてもらえるような形にできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

酒井企画政策課長　　市単独では難しいことだと思いますので、JR等や観光協会に確認しながら模索したいと思っています。

下村委員　　列車の車内をいろいろ改良することは難しいと思いますが、長野県では一流のシェフがいる食堂車などが満員になっているとか、また、千葉県のにすみ鉄道では、地元は乗らなくていいということで観光面から集めている例があります。只見線は全国的にも景観がいい路線だと思いますので、その辺のこともPRしながら観光スポットを設定して宣伝してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

酒井企画政策課長　　第3セクターの鉄道だとかかなり自由なことができますが、当然JRでは制限がありますので難しい面があります。ただ、JRの方でも季節ごとの臨時列車を出したりしてPRしていますし、今、言われたように撮影スポット等は今も有名になっていますが、それをもう少し広くPRすることはできると思いますので、その点については、検討していきたいと思っています。

下村委員　　地元が真剣に乗ってもらえるように力を出していかないと、JRもなかなかうんと言ってくれません。今、鉄道路線を廃止しているのは、日本だけなんです。欧米はむしろ延長しています。30年前くらいまでは、日本が先頭を切って地方の奥まで鉄道を通したのですが、民営化になってから赤字路線の廃止が行われていますが、それは世界では嘲笑されているそうです。例えば道路を拡張して商店街にお客さんを呼び込んだらいいということで、5、6年前に路面電車を廃止した岐阜では、今はお客さんが3割減で、道路は通過するだけで商店街に人は入ってこない状況だそうです。また、アメリカのショッピングセンターの協会長が言うには、「アメリカ人は足から車輪が生えている。ただ一つ歩くのは、ショッピングセンター内だ」ということで、それに向けた店舗づくりしているそうです。世界では鉄道を敷いた後は、整備は国が行っているそうです。これは国の話ですが、高速道路を建設するには、その何十倍もかかるわけですので、なかなか難しいですが、県

内や福島県の自治体と連携してそういった面も、国に要望を上げていけばいいと思います  
がいかがでしょうか。

星委員 井企画政策課長 これまでも福島県側と協力して要望等は行っていましたし、また、国の  
方でも議員の法改正に向けての取組みが進められていますので、福島県側と協力しながら  
進めていきたいと思っています。

星委員 井企画政策課長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結し  
ます。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めま  
す。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 22 号を採決  
します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし)  
異議なしと認めます。よって、議案第 22 号、魚沼市只見線にみんなで手をふろう条例の  
制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (8) 閉会中の所管事務等の調査について

星委員 井企画政策課長 日程第 8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。  
本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出をしたいと  
思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の  
所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

## (9) その他

### ・平成 27 年度税制改正(案)の概要について

星委員 井企画政策課長 日程第 9、その他を議題とします。まず、平成 27 年度税制改正(案)の概要につ  
いて資料の提出がありますので、この説明を求めます。

佐藤税務課長 (資料「平成 27 年度税制改正(案)の概要について」により説明)

星委員 井企画政策課長 ただ今の説明及び報告の件について、質疑はありませんか。

大屋委員 佐藤税務課長 たばこ税が段階的に上がると、価格には影響はないのでしょうか。

佐藤税務課長 大屋委員 価格も上がってくると思われます。

大屋委員 佐藤税務課長 1 ページの 1、法人税改革のところですが、段階を踏んで標準税率が変わり、付  
加価値割が増え、資本割が少し増え、所得割が減るという形になるわけですが、現状の 1  
億円以上の普通法人がこの改正によってどういう形になるのでしょうか。

佐藤税務課長 大屋委員 法人市民税法人税割の部分にかかってくるのではないかと思われます。法人  
市民税法人税割については、法人税割ということで、税額に対して市で課税していくわけ  
ですが、その辺の詳細までは認識していませんが、法人税が変わるとその分市民税にも影  
響があります。

大屋委員 佐藤税務課長 資本金 1 億円以上の普通法人は魚沼市内にどれくらいの数があるか把握してい  
ますか。

佐藤税務課長 大屋委員 25 年度決算になりますが、資本金 1 億円を超え 10 億円以下の法人が 29 社、  
10 億円を超え 50 億円以下の法人が 29 社、50 億円を超える法人が 3 社です。

星委員長　ほかに皆さんから質疑ありませんか。(なし) これで質疑を終わります。平成 27 年度税制改正に伴い例年のおおりに 3 月末に税条例の一部改正について専決処分をする予定であることについて、説明、報告を受けたということで、本件については以上とします。ほかに執行部からありませんか。(なし) 委員の皆さんから意見、協議事項等はありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の総務委員会はこれで閉会します。

閉　　会 (10 : 44)